

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は保育指針に基づき、また運営法人の保育方針に従い、力強く生き抜くための基礎的な力を身に着けるために、どうすればよいか、を運営法人保育士全体で考え作成しています。各年齢別に「主体性」「好奇心・探求心」「感性」「自己肯定感」「人間関係」を育むために大切にしたいこと、具体的な内容を0,1歳児、2,3歳児、4,5歳児別に各項目ごとに細かく記載した冊子にまとめています。年度初めの懇談会で保護者に説明し、A3判にまとめたものは廊下に掲示して希望する保護者には配布しています。毎月の指導案を作成する時には保育士は必ず冊子を開いて確認しています。法人全体で作成し、共通のものです。園独自のものとして、地域性を考慮し地域交流、幼保小の連携が盛り込まれています。年度末には振り返りを行い、次年度の編成にいかしています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p><コメント></p> <p>保育室はエアコンや空気清浄機を使用して、適切な状態に保たれ、また、陽当たりがよく、明るく心地よく過ごせる環境になっています。乳児クラスには床暖房が入っています。手洗い場やトイレは明るく、使いやすい造りになっており、0歳児用トイレには沐浴設備、1,2歳児トイレ、幼児トイレには温水シャワーがあり、清潔に保たれています。幼児トイレは個室にドアはありませんが、安全でプライバシーが守られるデザインとなっており、シャワー室も扉の奥にあり、プライバシーを尊重するつくりとなっています。室内のおもちゃはチェック表を用いて消毒の確認ができるようにし、寝具の衛生管理にも努めています。各年齢とも活動内容に合わせて可動式の棚やサークル、マットを利用し、少人数で落ち着いて遊べるように工夫されています。食事、着換えの空間を分け、心地よく午睡できるようにしています。園は園庭遊具の消毒の徹底を考えています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個人発達記録表を用いて、0歳児はその都度、1,2歳児は四半期ごと、3歳以上は半期ごと、一人ひとりの個人差を把握し、尊重した保育を行っています。まだ上手に自分を表現できない子どもたちからのサインを見逃さないように保育士は心がけています。保育士は子どもたちに笑顔で応答的に関わり、寄り添い、思いを共感するよう努めています。欲求を否定することなく、一度は受け止め、できない場合はわかりやすい言葉にして説明しています。子どもを注意する場合も大きな声は使わず、肯定的な言葉を使うようにしたり、他の子どもがいない場所でしています。またせかす言葉、制止する言葉を日々使わないように気をつけています。園長や保育長、主任は日常の保育の中で気になる言動があった場合にはその場で助言をしたり、職員会議の場で取り上げ、言葉かけが子どもの思いや状態に合っていたか、日々の保育を振り返る機会を作っています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように配慮しています。子どもたちの動線に無理がないように環境を整え、特に衛生面に気をつけ丁寧に援助をおこなっています。子どもの発達年齢に応じた時期を見極め、着替えも0歳児から自分でできることから始め、無理強いせず、子どもの主体的な意欲を尊重し、「できた！」という気持ちを大事にし、思いを共感しています。保育士は手伝うか聞いて大丈夫と答えた子どもには手を出さず見守り、尊重しています。トイレトレーニングは家庭と連携を取り進めています。休息の大切さは伝えつつ、午睡しない子どもは落ちついて過ごせるよう配慮しています。毎月の看護師による保健指導の中で歯磨きや手洗い、うがいの大切さを発達年齢に合わせて、絵や模型を使ってわかりやすく説明しています。感染予防については大きなボードにしてゲーム形式で学べるようにしています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>「子どもが主体的に活動できる環境作り」を園内研修のテーマとして、園全体で取り組んでいます。手作りの布製のバックやおんぶ紐、布団などでごっこ遊びができるようになっていたり、ボタンやスナップなど指先を使う物があつたり、年齢に合った種類や量が用意され、自由に取り出せたり、片付けられる工夫がされています。おもちゃの種類や部屋のレイアウトも成長に合わせて替えています。戸外で身体をしっかりと動かして遊んだり自然に触れています。公園愛護会の方とひまわりの種を蒔く、など交流する機会があります。幼児クラスは廃材やビニールテープ、毛糸など制作に使える物が常に準備されていて自由に表現できるようになっています。またクラスで協力してお店ごっこやおまつりなどの行事に向けて制作したり、劇遊びを楽しんでいます。保育士は子どもたちの興味関心に配慮しながら、友だちと協同して活動できるよう援助しています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>保育士は0歳児の情緒の安定を図れるように一人ひとりの体調、保育時間、発達の違いなどに配慮して、適切な環境を整備しています。遊びの空間と食事の空間を可動式サークルで分けてあります。遊びのコーナーはマットを用い、発達に応じたおもちゃが手に取れるように棚が置かれ、心地よく過ごせる工夫がされています。ゆるやかな担当制を用いています。有期職員もクラスに固定で入り、看護師も含め、子どもの表情や喃語には笑顔で接し、応答的な関わりに努めています。園庭や散歩に出かけ、自然物や様々な物に興味関心が持てるように子どもの目線に合わせて声をかけ関わっています。朝夕の時間を除き、合同保育にせず、0歳児のみで落ち着いて過ごしています。初めての育児をする保護者も多いことから、保護者の思いに寄り添うよう心がけ、連絡ノートで園での様子を伝え、特にミルクの量や離乳食の進め具合、睡眠については不安がないよう進めています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1歳以上3歳未満児は、自我が育ってくる時期と認識し、それぞれの自我の育ちを受け止めるため、保育士が子ども一人ひとりにじっくり関わるように心がけています。保育士は個々の発達に応じた声かけをして、自分でやろうとする気持ちを引き出し、取り組めるようにしたり、友だちとの関わりの仲立ちをしています。安全に活動しやすい環境を整えて見守り、一人ひとりと関われるよう保育士間の連携もとっています。家庭とは連絡ノートを用いて日々の様子を共有しています。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から今年度は異年齢の活動や保育士以外の大人との関わりが少なくなっていますが、どろんこ遊びや運動会ごっこ、幼児クラスとのお散歩などで様々な年齢、担任でない保育士との関わりがあります。トイレトレーニングなど個別の課題については家庭の意向を聞き、連携を取り、子どもの発達状況に合わせて、できた時の喜びや自信につながるよう進めています。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3歳以上児では子ども自身が好きな遊びや興味ある遊びを選んだり、子ども同士で遊びを楽しめるように、保育室はテーブルや棚、マットの置き方が考えられ、おもちゃや教材の種類も豊富で、片付け方の工夫がされています。例年は3,4,5歳児の異年齢の2クラスで生活していますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から年齢別クラス保育を中心としています。園庭では自然に学年を超えて仲良く遊び、年長者をまねて頑張ったり、年下の子どもを励ましたり、午睡時には5歳児が3歳児を優しくさすって寝かせる姿が見られます。保育士は各年齢の仲間意識の育ちに配慮しながら、子どもたちに働きかけて遊びを工夫したり、アイデアを出して遊びを発展させています。就学に向けて、保護者にはクラスだよりやドキュメンテーションで活動を伝えたり、地域には掲示板、ホームページを使って伝え、小学校には幼保小実行委員会などの場で伝えています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>園はバリアフリーの構造で、多目的トイレ、エレベーターが整備され、段差がありません。年に1~2回よこはま港南療育センターや横浜市南部地域療育センターの巡回指導を受けており、その都度話し合いの時間を持ち、またそれ以外の時も電話で相談、助言を受けています。また民間の療育機関とも連携しており、発達の特徴を考慮した毎月の個別支援計画を作成しています。子どもに合わせたねらいを立て、それを達成するための保育士の配慮を記し、子どもに合わせた保育をしています。また他の子どもたちとの関わりに配慮し、クラスの仲間として共に楽しい生活ができるように配慮しています。職員の配置についても配慮しています。職員は横浜市や港南区主催の研修を受けています。支援機関との話し合いの結果や研修の報告は全職員と共有しています。障害のある子どもの保育について入園説明会で説明していますが、保護者全体に伝えていく方法を検討していく予定です。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕は0歳、1,2歳児、幼児3クラスを合同にしたクラスで過ごす時間帯や、全クラス一緒に異年齢で過ごす時間帯があります。それぞれの年齢の子どもの生活の連続性に配慮し、天気や気温、子どもの体調や様子を見ながら園庭で遊ぶクラスを話し合っ決めて、身体を動かし活発に遊んだり、室内でごっこ遊びや塗り絵、描画、カードゲーム、絵本を読むなど、静かに過ごしたりしています。今年度は長時間保育で使う一時保育室の環境を見直し、乳児は特にゆったりとした中で馴染んでいる日中のおもちゃに加え、日中とは違ったおもちゃや教材を使って、長時間保育を楽しみにできるような環境を整えました。子どもの状態が日中の活動から変化があった場合などは職員間で共有し、状況を見ながら対応しています。日中の様子などは引き継ぎノートを用いて引き継ぎを行い、保護者に伝えた保育士はチェックし、伝達漏れがないように気をつけています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画や年間指導計画に基づいて、小学校と連携を図り、就学を見通した保育の内容や方法に配慮しています。園のある港南台地区は幼保小中の結びつきが強く、例年は日頃から会合を持ち、意見交換をしたり、地域の幼稚園等との交流で同じ就学先の子もたちとゲームをしたり、小学校体験で訪問したり、小学生が来園したりする仕組みがあります。このような連携により、子どもたちが小学校以降の生活について見通しを持ったり、就学に向けて期待を持てるようになっていきます。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から行えていません。どのように連携を図っていけばいいか、検討しています。保護者には見学に行った機会や学級懇談会等で小学校以降の子もたちの生活がイメージできるようにしています。保育所児童保育要録を作成しています。就学後も子どもの発達について連絡をもらう関係もできています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<コメント> 保健業務内容を含む子どもの健康に関するマニュアルと子どもの保健に関する「年間保健計画」があります。毎日、朝と午睡明けに看護師がクラスを巡回して、体調に変化がないか確認し、またうがいの仕方なども見えています。看護師は、幼児クラスも室内にいる時はマスクを着用するよう指導しています。「ほけんだより」を毎月発行し、インフルエンザ予防接種のQ&Aや爪について、目や歯について、など季節にあった話題をわかりやすく説明しています。予防接種状況など個々の健康に関する情報は、報告がある度に健康台帳に記載し、年度末には家庭でも追記、確認してもらっています。子どものアレルギーや既往歴などは一覧表にし、職員全員が周知しています。SIDS対策のため、目視もしていますが、0歳児はセンサーを胸につけて体位や呼吸のチェックを行い記録しています。保護者にもポスターなどで注意喚起していますが、より伝わる方法を園は検討しています。		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> 嘱託医により、年2回健康診断と歯科健診を実施しています。健康診断の結果は児童健康台帳に記載しています。保護者には印鑑を押して返却してもらっています。歯科健診は歯の図式入りの規定の書式で伝え、特に受診が必要な場合は受診を勧め、受診した結果を園に戻してもらっています。用紙が戻っていない子どもについては、再度、受診を勧め、必ず全員が受診するよう確認しています。健診・受診の結果により、配慮が必要な子どもについては職員会議などで話し合い、職員間で共有しています。身長・体重測定は毎月行い、それぞれ健康台帳にも記載しています。「保健計画」には家庭との連携の項目もあり、家庭の取り組みへ看護師が主に働きかけています。		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント> アレルギー疾患のある子どもには医師から提出された「アレルギー疾患生活管理表」を基にして、除去食を提供しています。除去食は毎月保護者と園長・栄養士・保育士が面談をおこなって読み合わせて、確認しています。アレルギー疾患の園児は、トレイで配膳され、名前とアレルギーの種類が記載された札が置いてあります。配膳の際には調理と担任で確認して、受け取り、保育室でも確認して配膳しています。アレルギー疾患のある園児は専用のテーブルにつき、保育士が介助しています。職員は横浜市や港南区の研修を受け、専門的な知識や情報、技術を習得しています。研修報告は職員会議で発表したり、研修報告書を回覧したり、園内研修で取り上げたり、ケース会議の場で、共有しています。日々の繰り返しの中で間違わないよう、気をつけています。慢性疾患のある子どもに対しても同様に医師の診断を基に適正に対応する取り組みがあります。		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<コメント> 子どもが食事を楽しくみることができるように幼児グループ、乳児グループで、環境や子どもへの声の掛け方、個々の子どもの状況に合わせた食事の開始についてなどを話し合い工夫を重ねています。どの年齢のクラスも落ち着いたゆったりした雰囲気の中で食事をしています。年齢、発達にあった食育計画があり、個人差や食欲に応じて量を加減したり、介助の仕方に配慮しています。「七草がゆ」では七草を実際に見せたり、献立によっては絵本を用いて説明して、食に興味を持てるようにしています。また、幼児が園庭で栽培した野菜を給食に出してもらったり、乳児は皮を剥いたり、下ごしらえをして、関心が深められるようにしています。また調理と食育担当で協力して「食育だより」を毎月発行し、家庭にも食生活や食育の取り組みを知らせ、関心をもってもらうようにしています。		

【A16】	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>給食調理は外部に委託しています。調理室は階段、廊下に面した大きなガラス窓があり、園児にも保護者にもよく見える構造となっています。そのため保護者も調理員に親しみをもっており、顔を合わせた時には食事に関して直接質問することもあります。調理担当と園はコミュニケーションが密に取れています。調理担当は普段から子どもたちの喫食状況を見に行ったり、子どもの体調を聞き、調理方法に配慮したり、給食会議でクラスの喫食状況を確認して、好き嫌いを把握したり、献立や調理の工夫をしています。またクラスの状況に合わせ、量などを考慮しています。旬の国産の食材を使い、季節や日本の行事食を大切に「七草がゆ」や「おしるこ」などの献立をたてています。毎日の給食は玄関にタブレット端末で紹介されています。園児に好評だったメニューのレシピの公開もしています。衛生管理マニュアルがあり、適切に衛生管理がされています。</p>			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
【A17】	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児クラスは複写式の所定の様式の連絡帳を用い、1,2歳児クラスは連絡ノートを用いて、家庭や園での体調、睡眠、食事、排便、過ごし方などの様子を記載しあい、連絡を取っています。登降園時に保護者が気軽に声を掛けられるよう配慮しています。園だより、クラスだよりを毎月発行して、保護者に園での子どもの様子を知らせ、また写真を撮ってドキュメンテーションを作成し掲示して、保育の意図や保育内容が理解されるよう配慮しています。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から保育室に入ったり、保育参観やお楽しみ会が開催できなかったため、各クラス2回に分けて「上映会」と称して、普段の生活やごっこ遊びをビデオにして上映し、また子どもたちの作品を掲示して保護者と共有しました。年に2回個人面談を行い、面談記録は個人記録にファイルしています。行事の後にはアンケートを取り、分析し、次につなげています。</p>			
A-2-(2) 保護者等の支援			
【A18】	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登降園の際や連絡帳で保護者とは日々コミュニケーションを取って、信頼関係を築けるように努め、保護者が安心して子育てができるように支援しています。日々の何気ないコミュニケーションから保護者の心配事や相談、意見が引き出せるよう、クラス担任だけでなく、園長や保育長は登降園時に事務所から出て気軽に保護者に声をかけています。面談の場所はプライバシーに配慮した部屋で行なわれています。相談内容は記録され個人のファイルに保管され、鍵のかかるロッカーで保存されています。相談内容についてはいつでも助言が受けられる体制ができており、場合によってはフロアリーダーや主任、保育長が同席することもあります。どの職員も同じように保護者の支援ができるよう情報は職員会議などで共有されています。</p>			
【A19】	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>園では日常の遊ぶ姿、表情、着替えの時の子どもの様子や会話、登降園時の保護者の様子を日々観察し、虐待等を早期発見できるよう、見逃さないように気をつけています。また保護者に温かく声をかけ、追及や非難することなく、子育ての不安な気持ちやイライラを受け止め、相談に乗る等して予防できるよう努めています。「虐待マニュアル」に保育園の役割が明記され、関係機関との連携も記載されています。発見された場合は園内で情報を共有し、対応を協議しています。港南区福祉保健センターとは日頃から連携を図り、情報の共有に努めています。例年は保健師に來園してもらい、虐待に関する研修がありましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修ができず、園内でマニュアルを用いて研修を行っています。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>月間指導計画、保育日誌の記録は振り返りを文章化できる書式になっており、意図した保育のねらいが達成できたか、保育士は自己評価を記入しています。クラス会議や月2回の乳児会議、幼児会議で子どもの日々の活動やその結果だけでなく、それぞれの子どもの成長や意欲、取り組む姿勢についても話し合い、共有しています。保育士一人ひとりが保育の自己評価を行い、次の月間指導計画に課題を反映し保育実践へつなげています。年度末に「保育所の自己評価」を園全体で取り組み、課題解決や次年度の保育実践へつなげています。また保育士は「初任者 達成度自己チェック表」「中堅保育士自己チェック表」「主任保育士、保育長自己チェック表」を基に年に2回面談を行っています。自己チェック表に基づいて、今後はお互いの課題について話し合い、保育士自身の更なる資質向上に向けて取り組まれる事が期待されます。</p>		